

歯科医師国家試験制度改善検討部会(2)	資料 1
令和7年3月4日	

歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書
(案)

令和7年3月〇日

目 次

I	はじめに	1
II	歯科医師国家試験について	1
III	歯科医師国家試験受験資格認定について	5
IV	多数回受験者への対応について	6
V	コンピュータ制やプール制の導入等について	6
VI	視覚素材の公募について	8
VII	その他	8
VIII	おわりに	8

I はじめに

歯科医師国家試験は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第9条に基づき、「臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能」について行われている。日本の歯科医療の質を担保するうえで重要な試験であり、歯科保健医療や歯学教育、社会情勢の変化に合わせて改善を行い質の向上に努めてきた。直近では、「歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書（令和3年3月）」を踏まえ、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から出題内容や合格基準の改善等が行われた。

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの令和4年度改訂版が令和4年11月に公表され、医師及び歯科医師に求められる基本的な資質・能力が共通化され、「情報・科学技術を活かす能力」や「総合的に患者・生活者をみる姿勢」が新設された。

令和3年5月には歯科医師法が改正され、厚生労働省令で定める共用試験に合格した歯学生は、臨床実習において歯科医業をすることができることとされ（令和6年4月施行）、今後、同試験への合格が歯科医師国家試験の受験資格要件となる（令和8年4月施行）予定である。

歯科医師臨床研修は平成18年度の必修化以降、概ね5年毎に見直しが行われており、現在、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂や歯科医療提供体制に関する近年の検討状況等を踏まえて令和8年度の制度改正に向けて検討が行われている。

これら歯科医師養成の過程における改正や検討状況を踏まえつつ、シームレスな歯科医師養成を考慮した歯科医師国家試験のあり方等について、令和6年8月に設置された医道審議会歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会において、ワーキンググループを含め8回にわたり議論を重ねた。

今般、歯科医師国家試験の改善に関する基本的な方向性等についての意見を取りまとめたので、ここに報告する。

II 歯科医師国家試験について

1. 共用試験との関係について

平成17年に、診療参加型臨床実習開始前に備えるべき知識と、技能・態度を評価する共用試験がトライアルを経て正式に実施を開始し、歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおける卒業までに取得すべき到達目標のうち、診療参加型臨床実習開始前までに到達すべきレベルを考慮して実施されている。

令和2年に公表された医道審議会歯科医師分科会報告書「～シームレスな歯科医師養成に向けた共用試験の公的化といわゆる Student Dentist の法的位置づけについて～」を踏まえて歯科医師法が改正され、令和6年4月から共用試験に合格した歯学生が臨床実習として歯科医業を行うことができる旨が歯科医師法に明記され、同試験への合格が歯科医師国家試験の受験資格要件になることについて令和8年4月から施行予定であることを以て、共用試験が公的化された。

一般的に公的化された共用試験（以下「公的化共用試験」という。）で出題される臨床実習前に到達すべきレベルの内容について、歯科医師国家試験で改めて出題することの必要性の有無が論点とされた。これについて本部会で検討した結果、臨床実習前に習得すべき単純な知識を問う問題は歯科医師国家試験においては出題する必要がないという意見があった一方で、公的化共用試験と歯科医師国家試験の出題範囲については一部重複する場合があります、出題範囲による明確な差別化は困難であるという意見があった。

診療参加型臨床実習に参加するために合格しなければならない試験として共用試験が位置づけられたことから、臨床実習開始前に修得すべき知識については公的化共用試験で出題し、将来的に歯科医師国家試験では、診療参加型臨床実習で培った能力を評価できる出題を行うことについて、それぞれの試験のあり方や実施状況を踏まえ、公的化共用試験の実施機関である公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構と連携の下、引き続き議論を行う必要がある。

2. 問題数について

現行の歯科医師国家試験の問題数は、必修問題 80 題、一般問題（総論）100 題、一般問題（各論）80 題、臨床実地問題 100 題の計 360 題である。

この現行の問題数については、必修問題や一般問題で出題される内容の一部は既に共用試験で出題されているため一般問題を中心として削減すべきとする意見がある一方で、公的化共用試験で出題された内容のうち、重要な事項や正解率の低い事項については歯科医師国家試験でも問うべきという意見もあることから、公的化共用試験の実施状況を踏まえて引き続き議論を行う必要がある。

3. 合格基準について

現行の合格基準は、

- ・ 必修問題の得点
- ・ 一般問題及び臨床実地問題のうち、
- ・ 総論の得点
- ・ 各論の得点

という複数の領域において、領域毎に基準点を設けて全領域で基準点に達することを求めている。

必修問題は、歯科医師として必ず具有すべき基本的な最低限度の知識及び技能を有する者を識別する目的で出題されており、絶対基準で評価している。一般問題及び臨床実地問題は、問題の難易度による合格率の乱高下を防ぐ観点から相対基準で評価している。

一般問題及び臨床実地問題のうち、各論は「各論ⅠとⅡ」、「各論Ⅲ～Ⅴ」の2領域に基準点を設けていたが、前回の本部会報告書の提言において、「臨床に即した問題の出題推進に伴う領域横断的な出題の増加」と「偶発的な要因で不合格となるリスク」の観点から領域を細分化する意義は薄いとされたことを踏まえ、各論は1領域として基準点を設けることにより、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から新しい合格基準が適用されている。合格基準の変更による影響について、本部会において、評価の統計的信頼性等の観点から分析・検討を行ったが、評価の質の著しい低下は認められなかったため、現行の合格基準を引き続き採用する。

なお、合格基準については、現行の合格基準の適切性を検証しつつ、引き続き議論と検討を行う必要がある。

4. 出題形式について

現行の出題形式として、Aタイプ（5つの選択肢から1つの正解を選ぶ形式）、X2タイプ（5つの選択肢から2つの正解を選ぶ形式）、X3タイプ（5つの選択肢から3つの正解を選ぶ形式）、X4タイプ（5つの選択肢から4つの正解を選ぶ形式）、XXタイプ（5つの選択肢から正解数を指定せずに全ての正解を選ぶ形式）、LAタイプ（6つ以上の選択肢から1つの正解を選ぶ形式）、計算問題（数値を解答させる非選択形式）及び順序問題（治療手順等を解答させる非選択形式）が採用されている。

必修問題はAタイプのみ採用されていたが、前回の本部会報告書において、問題に多様性を持たせ、出題内容に即した形式を柔軟に選択できるよう、Aタイプに加えてX2タイプを採用することについて提言があり、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から採用されている。

実施状況の分析結果等を踏まえ、引き続き必修問題にX2タイプを採用することとするが、出題に際して必修問題としての適切性については十分に留意する必要がある。

一般問題と臨床実地問題の出題形式のうち、XXタイプは、受験者の知識・臨床能力をより適切に評価していく観点から、平成19年の本部会報告書にて導入すべきであると提言され、第102回歯科医師国家試験（平成21年）から導入されたが、受験生への心理的負担が強いという意見があり、また、実施状況の分析結果から、他の出題形式と比較して、受験者の能力をより適切に評価する出題

方法であるとは言えないものと考えられたため、第 119 回歯科医師国家試験（令和 8 年）から廃止する。その他の出題形式については引き続き採用するが、X3 タイプ、X4 タイプ、LA タイプ、計算問題及び順序問題については、引き続き問題の質を十分に考慮する必要がある。

5. 出題内容等について

（1）出題基準について

< 1 > 出題基準の改定について

シームレスな歯科医師養成の観点から、公的化共用試験及び歯科医師国家試験を受験する歯学生が受ける歯学教育の一貫性の担保を図ることは重要であり、歯学教育モデル・コア・カリキュラムと歯科医師国家試験出題基準の整合性を保つ必要がある。

現在、歯科医師国家試験出題基準は、本部会報告書の内容を踏まえ、概ね 4 年に一度改定が行われている。しかし、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容に準拠した出題が行われる共用試験が公的化されたことを踏まえ、今後は歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂状況や、公的化共用試験の実施状況を踏まえて出題基準の改定時期について決定することとする。

具体的には、歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）による歯学教育を受けた歯学生が初めて歯科医師国家試験を受験する第 123 回歯科医師国家試験（令和 12 年）に、公的化共用試験の実施状況等を踏まえた出題基準を適用することとする。一方で、令和 5 年版歯科医師国家試験出題基準は令和 3 年 3 月に公表されたことから、用語や社会情勢の変化などを踏まえた必要最小限の改定を行い、令和 9 年版歯科医師国家試験出題基準を第 120 回歯科医師国家試験（令和 9 年）から第 122 回歯科医師国家試験（令和 11 年）まで適用することとする。

< 2 > 令和 9 年版歯科医師国家試験出題基準で充実させる事項について

歯科医師臨床研修の制度改正に関する議論や、近年の社会情勢、歯科保健医療をめぐる状況を踏まえ、次の項目の充実を図る。

- ・ 情報倫理及びデータ保護に関する原則に関する内容

マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）やオンライン資格確認、診療録の電子化等、臨床現場で健康・医療・介護に関する情報の電子化が進んでおり、情報倫理及び個人情報を含むデータ保護のあり方について理解することが望ましい。

- ・ 病院歯科等の役割に関する内容

令和6年5月に公表された「歯科医療提供体制等に関する検討会」中間とりまとめにおいて、病院歯科と歯科診療所等との連携^{※1}を推進することの重要性や、病院歯科の規模・機能等により専門性の高い歯科医療の提供や地域の歯科医療機関の後方支援機能等、歯科医療提供体制を検討するにあたりその果たす役割は大きいことから、地域の拠点となる病院歯科の役割について理解することが望ましい。

< 3 > 出題基準における歯科医学各論について

歯科医師国家試験合格後、診療に従事しようとする歯科医師は臨床研修を行うこととなっており、歯科医師として臨床研修において指導歯科医の下で診療に従事するのに必要な知識および技能を有することが求められる。シームレスな歯科医師養成の観点から、特に出題基準の歯科医学各論の領域の事項については、臨床研修で必要とされる水準の知識及び技能について問う内容とするよう、出題基準の項目について引き続き検討することとする。

(2) 英語問題について

平成19年の本部会報告書において、歯科保健・医療分野におけるグローバル化を考慮した試験のあり方について検討していくことが望ましいとされ、第107回歯科医師国家試験（平成26年）から必修問題において英語問題が出題されている。

しかし、近年出題された問題について正答率の変動が大きく、歯学生にとっても学習が困難な領域となっている。歯科医師として具有すべき英語能力について問う出題については、外国人患者への診察を行う際に必要な基礎的な英語の能力を中心とすることが望ましい。

Ⅲ 歯科医師国家試験受験資格認定について

外国の歯科大学（歯学部）を卒業した者、または歯科医師免許を取得した者が我が国で歯科医師国家試験の受験資格を得るには、厚生労働大臣による認定が必要とであり、書類審査によって、「予備試験受験資格認定」、「本試験受験資格認定見込み」、または「不認定」のいずれかとなる。

「予備試験受験資格認定」を受けた者は、筆記と実技試験による「歯科医師国家試験予備試験」に合格後、1年以上の実地修練を終了してから歯科医師国家試験の受験が可能となる。「本試験受験資格認定見込み」を受けた者は、「日本語診療能力調査」に合格したのちに「本試験受験資格認定」を受けることで、歯科医師国家試験を受験することが可能となる。

「日本語診療能力調査」は、日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査するものである。前回の本部会報告書において、我が国の卒前教育の充実や現状の「本試験受験資格認定」を受けた者の歯科医師国家試験の受験結果を踏まえ、「日本語診療能力調査」の合格基準を見直すこととされ、新しい合格基準（以下「新基準」という。）が令和3年から適用されている。本部会で新基準の妥当性を検討したが、新基準適用後の「日本語診療能力調査」を受けた者が少なく、結論を得ることはできなかった。そのため、新基準を引き続き採用するが、その妥当性については受験資格認定のあり方も含めて引き続き検討することとする。

また、「歯科医師国家試験予備試験」への共用試験 CBT や共用試験臨床実習前 OSCE の活用、「日本語診療能力調査」への歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）の活用は、今後公的化共用試験や、Post-CC PX の実施状況を踏まえて引き続き検討することとする。

IV 多数回受験者への対応について

歯科医師国家試験の受験可能回数制限について、前回の本部会報告書では、歯科医師国家試験合格後、臨床研修歯科医師として歯科医業に従事するうえで、多数回受験者が新卒者と比べて問題があるといった事実が確認できないことから、導入は行わないこととした。

一方で、前回の本部会報告書において、臨床実習を終えて長期間経過した後に歯科医師国家試験に合格した者へ、共用試験臨床実習前 OSCE や Post-CC PX を課す等の仕組みについて検討する必要があるとされたが、卒前の能力評価に用いる試験を、卒後歯科医師国家試験に合格した者へ課すことについての妥当性について十分検討する必要があるとの意見があり、シームレスな歯科医師養成の観点から、効果的な臨床研修が実施出来るような卒後教育の仕組みについて検討する必要がある。

V コンピュータ制やプール制の導入等について

1. 歯科医師国家試験にコンピュータを活用すること（以下「コンピュータ制」という。）と、動画を用いた出題について

コンピュータ制を歯科医師国家試験に導入する場合、各試験会場で一定以上の性能が担保された機器（モニター、サーバー等）を準備し、試験実施時にコンピュータやネットワークの不具合に対応できる体制を準備する必要がある。

歯科医師国家試験にコンピュータ制を導入し、視覚素材として動画を用いることで、臨床に即した出題が可能になるが、動画を用いた出題を行う場合は、画像

を用いた現行の出題と比べて情報量が増え難易度が上がる可能性があり、受験生の負担が増加する可能性がある。

また、作問時に動画の編集技術が求められること、動画の撮影時に複数人の協力が必要な場合があることから、作問時の負担が増加する可能性がある。

さらに、口腔内の歯科臨床現場を撮影する場合、術野が狭く動画に高い解像度が求められることから、動画を再生するために用いる全てのコンピュータやモニタに一定の性能が要求される。

これらの点から、歯科医師国家試験にコンピュータ制を導入することと、動画を用いた出題を行うことは、利点があるもののクリアすべき課題が多く、段階を踏んだ導入の検討を行うことが望ましい。

2. 試験問題のプール制について

(1) 既出問題をプール問題とすることについて

良質な試験問題を一定数プールする目的で、平成14年(第95回)の国家試験から問題冊子の回収が行われ、回収された試験問題はブラッシュアップ(収集した問題の修正)プロセスを経て定期的に問題の内容を見直し、プール制へ移行を図ることについて平成12年の本部会報告書で提言された。しかし、平成17年度の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく異議申し立てに対する、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けて、問題冊子の持ち帰りが認められたことから、事実上プール制への移行は困難となり、試験委員会が毎年作成する新規問題が歯科医師国家試験の主体をなしている。

(2) 公募問題をプール問題とすることについて

プール制への移行を図るためには、適切な問題を数多くプールする必要があることから、平成14年度より全国の歯科大学・歯学部に対し試験問題の公募を開始した。しかし、公募問題は、試験委員会での推敲に要する負担が大きいことから、現在は新規問題の作問に必要な視覚素材を確保する観点から、視覚素材のみを公募している。

(3) 今後の試験問題のプール制について

前回の本部会報告書において、「歯科医師国家試験のコンピュータ化によって、災害時等現行の体制では試験の実施が困難な状況においても、複数回の試験の実施等、柔軟な対応が可能となる意見がある」とされた。これは、試験へのコンピュータの活用と試験問題のプール制を前提とした、共用試験 CBT と同様の方法^{*2}での試験実施を意味するが、(1)と(2)で述べたとおり事実上プール制に必要な一定の問題数を確保することは困難である。

なお、災害時等試験の実施が困難な状況について、ブラッシュアップされた既出問題や、出題範囲が重複する等の理由で試験問題として採用されなかった新規問題を緊急時の試験問題として使用できるように備える等、柔軟な対応が行えるように準備をしておくことが望ましい。

3. AI の活用の可能性について

一定の問題数を確保するために、作問に際しての AI（人工知能）の活用の可能性が挙げられた。

AI の活用に関しては、一般的な内容を問う問題の作成に有効なのではないかという意見があったほか、問題文のみならず視覚素材の生成にも役立つのではないかという意見があった。その一方で、問題の内容や視覚素材の適切性の確認を行う必要があり、試験委員による修正作業が必要となる可能性も考慮しなければならないため、AI を作問ツールとして活用することが可能であるか否かについては、情報機密性の担保の観点も含め、今後の AI の成熟状況も注視しながら検討する必要がある。

VI 視覚素材の公募について

視覚素材の質の問題や、同一症例について作問に必要な検査画像が揃っていないこと等の課題はあるものの、歯科医師試験委員会での、公募による視覚素材の取扱いについて運用の改善を図った結果、活用される機会が増えつつある。

応募する際の留意事項について、撮影条件や画像品質、作問に必要な検査画像等についてより詳細な記載をする等の改善を行い、公募による視覚素材をより活用しやすくする必要がある。

VII その他

歯科医師国家試験で採用している多肢選択式問題は、知識の評価には適しているものの、技能の評価としては必ずしも適切とは言えないという意見がある。

歯科医師国家試験としての技能の評価について、公的化共用試験 OSCE や今後の Post-CC PX の成熟状況を踏まえつつ、より適切な評価方法について検討を行うことが望ましい。

VIII おわりに

公的化共用試験と歯科医師臨床研修、歯科医師国家試験のあり方については引き続き議論が必要である。令和8年度を目処にそれぞれの試験の関係性について整理し、その結果を踏まえ、問題数および合格基準等について改善が必要な場合は令和9年度を目処に検討を開始し、その後の歯科医師国家試験に適用できるよう努める。

※1 病院歯科と歯科診療所等との連携

歯科医師国家試験において、病院歯科と連携する歯科診療所等とは、具体的には歯科診療所（訪問歯科診療を行う歯科診療所を含む）、口腔保健センター、介護施設、地域包括支援センター等を示す。

※2 共用試験 CBT と同様の方法

個々の受験者に対して難易度と識別力を同程度に揃えた異なる問題が出題され、異なる日時に受験が可能である。